

令和元年度鹿島市プレミアム付商品券 募集要項

【事業の目的】

10月から実施される消費税等の10%引上げが、低所得・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を目的とする。

【商品券詳細】

- 商品券名称 「鹿島市プレミアム付商品券」
- 購入対象者 2019年度住民税非課税者および2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子が属する世帯主とする。
- 商品券内容 1枚当りの額面500円 1冊10枚綴り（5,000円分）
- 購入限度額 1冊から購入（4,000円で、5,000円分の商品券購入）でき、最大5冊が購入可能である。

【使用期限】 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）まで

【加盟店の登録】

- 資格要件
 - ①鹿島市内に立地する店舗・事業所であること
 - ②プレミアム付商品券実施要項に遵守すること
 - 登録場所 鹿島商工会議所 午前9時30分～午後4時30分まで
 - 登録方法 別紙「鹿島プレミアム付商品券取店登録申請書・誓約書」に必要事項を記入の上、登録窓口に提出する
 - 登録料 無料
- ただし商品券の換金について、取引銀行によっては加盟店に振込手数料を負担していただく場合があります。**
- 加盟店について 加盟店は、利用者へ取扱店であることを証明するポスターおよび取扱店証を加盟店説明会の際に配布します
 - 加盟店の募集期間 令和元年7月1日（月）～令和2年3月31日（火）まで<随時募集>

○次に示す内容について商品券の利用は出来ない。

- ① 商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙及びプリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- ② 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ③ 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金などの支払
- ④ 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払（税金・水道料金等）
- ⑤ たばこ事業法（昭和56年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ購入
- ⑥ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑧ その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

○注 意 事 項

- ・期限を過ぎると無効とし、現金の払い戻しはしない。
- ・商品券を受け取った後、他店で再使用することを禁じる。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- ・自社の物品・サービスの購買に使用してはならない。
- ・事業者としての利用に供する物品・サービス等の調達に使用してはならない。
- ・商品券購入後の返品はできない。
- ・釣り銭は支払わない。
- ・盗難・紛失、滅失に対して、発行団体では責を負わない。
- ・登録した加盟店でのみ利用可能（店頭加盟店ポスターを提示）
- ・取扱店舗において、本商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ明示すること。
- ・不正行為が発覚した場合には、必要に応じて懲罰的賠償を伴う返金請求などの措置を講じる場合がある。

「鹿島市プレミアム付商品券」加盟店募集のお知らせ！！

申込受付期間：令和元年7月1日（月）～令和2年3月31日（火）まで<随時募集>
ただし、7月31日（水）までにお申し込みいただくと、加盟店一覧
チラシに店舗名・事業所名が掲示されます。

1. 申込方法：裏面の申込書にご記入いただき必ず窓口持参で申込みをお願いします。
原本での提出をお願いします。（FAX・電話申込みは受け付けません）
**※なお、申込の際に誓約書の内容を必ずご確認・ご同意いただいたうえで
申込み下さい。**
営業店舗が複数の場合は、店舗毎にお申込みをお願いします。

2. 商品券使用期限：令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）まで

3. 加盟店対象者：鹿島市内に立地する店舗・事業所であること

4. 登録料：無料

**ただし商品券の換金について、取引銀行によっては加盟店に振込手数料を
負担していただく場合があります。**

5. 加盟店について：商品券利用者へ取扱店であることを証明するポスターおよび
取扱店証を配布します
(ポスターは分かりやすい場所に掲示してください)

問合せ・申込先 〒849-1311 鹿島市大字高津原4296番地41

鹿島商工会議所 TEL0954-63-1714まで

「鹿島市プレミアム付商品券」加盟店登録申込書・誓約書

「鹿島市プレミアム付商品券」の事業趣旨・以下の誓約書の内容に賛同し商品券加盟店として加盟登録を申請いたします。

ふりがな		鹿島商工会議所
店名		会員・非会員
住所	〒	
電話番号	() - () - ()	
FAX番号	() - () - ()	
業種・事業内容	【 】業() ※記入例：【飲食】業（焼肉レストラン）	
担当者名		

■誓約書

- ①商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
 - ②商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
 - ③商品券の再販、再流通を致しません。
 - ④商品券の偽造、悪用、濫用は致しません。
 - ⑤商品券を紛失した場合、全て自己責任とします。
 - ⑥商品券の取扱い、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守します。
 - ⑦商品券の取り扱いに関して鹿島商工会議所から改善要請等があった場合にはそれに従います。
 - ⑧登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの」「公序良俗に反する店舗等」ではありません。
 - ⑨自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではありません。
- 以上のことについて遵守することを誓約し、加盟店の登録を申請します。

令和 年 月 日 申請者名 印

※ご記入いただきました個人情報については「鹿島市プレミアム付商品券」事業以外には一切使用いたしません。

※申込書は、必ず窓口持参で原本申込みをお願いします。

(FAX・電話申込みは受け付けません)

※営業店舗が複数の場合は、各店舗ごとに申込みをお願いします。

■問合せ先 〒849-1311 鹿島市大字高津原4296番地41
鹿島商工会議所 TEL0954-63-1714まで